

## 飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

### 1 令和4年人事院勧告の概要について

#### (1) 本年の給与勧告のポイント

- ① 民間給与との格差（0.23%）を是正するため、初任給及び若年層の俸給月額を上げる
- ② ボーナスを引上げ（0.10月分）、年間4.30月分を4.40月分とする

#### (2) 給与改定の内容

##### ① 月例給

###### ア 行政職俸給表（一）

平均改定率：全体 0.3%[1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級0.0%、6級以上は改定なし]

###### イ その他の俸給表

行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定

##### ② ボーナス（期末・勤勉手当）

支給月数の引上げ（0.10月分） 年間4.30月分 → 4.40月分

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
令和4年度	期末手当	1.20月（支給済み）	1.20月（改定なし）
	勤勉手当	0.95月（支給済み）	1.05月（現行0.95月）
令和5年度以降	期末手当	1.20月	1.20月
	勤勉手当	1.00月	1.00月

##### ③ 実施時期

- ・月例給：令和4年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

#### (3) 飯田市における期末・勤勉手当の改定

- ① 一般職員の支給月数を引上げ（勤勉手当 年間 1.90月分 → 2.00月分）
- ② 特別職常勤職員、市議会議員、任期付研究員及び特定任期付職員の支給月数を引上げ（期末手当 年間 3.25月分 → 3.30月分）

### 2 市立病院に勤務する看護職員の処遇改善について

地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員の処遇改善を進めるため、令和4年10月より診療報酬に「看護職員処遇改善評価料」が設定された。飯田市立病院は令和5年1月から診療報酬改定を予定し、看護職員の処遇改善を図る。

### 3 改正する条例の内容

#### (1) 飯田市職員の給与に関する条例の一部改正

- 第1条 ・令和4年度の一般職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を105/100（特定管職員にあっては125/100、再任用職員にあっては50/100）に上げる。
- ・別表第1及び別表第2の給料表を改める。

第2条 ・令和5年度以降の一般職員の勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100/100（特定管理職員にあっては120/100、再任用職員にあっては47.5/100）とする。

第3条 ・市立病院に勤務する職員に、診療報酬改定による処遇改善を目的として給料月額の外に給料を支給する。支給対象職員及び支給額は、規則において定める。  
・規則で定める額は、期末・勤勉手当及び退職手当には適用しない。

**(2) 飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正**

第4条 ・令和4年度の市長等の期末手当について、12月期の支給割合を167.5/100に引き上げる。

第5条 ・令和5年度以降の市長等の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ165/100とする。

**(3) 飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正**

第6条 ・令和4年度の市議会議員の期末手当について、12月期の支給割合を167.5/100に引き上げる。

第7条 ・令和5年度以降の市議会議員の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ165/100とする。

**(4) 飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正**

第8条 ・給料表を改める。

・令和4年度の任期付研究員の期末手当について、12月期の支給割合を167.5/100に引き上げる。

第9条 ・令和5年度以降の任期付研究員の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ165/100とする。

**(5) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正**

第10条 ・給料表を改める。

・令和4年度の特定期付職員の期末手当について、12月期の支給割合を167.5/100に引き上げる。

第11条 ・令和5年度以降の特定期付職員の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ165/100とする。

**(6) 飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正**

第12条 ・令和5年3月31日までのフルタイム会計年度任用職員の給料の額は、改正条例の規定による改正前の給与条例別表第1及び第2を適用する。

第13条 ・市立病院に勤務する会計年度任用職員に、診療報酬改定による処遇改善を目的として給料の額又は報酬の額の外に給料又は報酬を支給する。支給対象職員及び支給額は、規則において定める。  
・規則で定める額は、期末手当及び退職手当には適用しない。

**(7) 附則**

① 第1条、第4条、第6条、第8条、第10条の規定は公布の日から適用する。

② 第2条、第5条、第7条、第9条、第11条の規定は令和5年4月1日から適用する。

③ 第3条、第13条の規定は令和5年1月1日から適用する。

④ 証人、参考人等の実費弁償等に関する条例の一部改正